

【国際先端テスト シート】（輸出通関官署の自由化）

（1）制度比較

国名 比較の視点	日本	アメリカ	EU
<p>1. 輸出申告先を規定している法令とその内容。</p>	<p>規定がある。</p> <p>なお、ほとんどの輸出申告は NACCS(通関システム)を利用して行われ、実態上は電子化された申告内容がシステムに送信されている。</p> <p>(参考) 輸出申告件数 約 1,400 万件/年 電子輸出申告率 約 98%</p> <p>【関税法第 67 条の 2 第 1 項】 輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。</p> <p>【情報通信技術利用法第 3 条第 1 項】 行政機関等は、申請等のうち書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>【電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 3 条第 1 項】 NACCS を使用して行う申請等については、NACCS を情報通信技術利用法第 3 条第 1 項</p>	<p>規定はない。</p> <p>なお、輸出に際しては、貨物に関する情報を輸出システムに送信しなければならず、品名、数量、船積地コード等が要求されている。</p> <p>(参考) 貨物の検査は貨物保管場所又は船積地を管轄する税関が実施</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 192 条第 14 項】 貨物を輸出しようとする者は、税関・国境取締局(Customs and Border Protection)に対し、電子的に貨物に関する情報を送信しなければならない。</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 192 条第 14 項】 輸出しようとする者から提出させる貨物に関する情報は、既に商務省国勢調査局(Bureau of Census)の電子輸出申告項目に</p>	<p>規定がある。</p> <p>なお、輸出申告は通関システムを利用して行うことができる。</p> <p>(参考) EU 新関税法は未施行。 施行は 2014 年以降に延長される予定</p> <p>【EU 関税法第 161 条第 5 項】 輸出申告は、輸出者所在地、貨物が包装され、又は積出地を管轄する税関官署に対して行われなければならない。</p> <p>【EU 関税法 61 条(b)】 税関への輸出入申告は、EU 委員会の監督下に置かれた状況で提供されたデータ処理技術、又は、税関の権限で認められたデータ処理技術を使って行うことができる。</p> <p>【EU 新関税法 105 条第 2 項】 欧州委員会は、規則制定手続きに従い、権限ある税関官署、特に以下に示す様々な任務及び責任を定めるための措置を採択する。</p>

	<p>に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第3条を適用する。</p>	<p>含まれており、これらの情報は AES (Automated Export System)を通じて税関・国境取締局にも提供されており貨物に関する情報を既に充足していることから、この項では新たにデータ提供を求めない。</p> <p>【連邦規則集第 15 卷第 30 条第 1 項】 この法律は、商務省、国務省、国土安全保障省に全ての輸出しようとする者に AESを通じて情報を提供することを義務付ける権限を与えるものである。</p> <p>【連邦規則集第 15 卷第 30 条第 6 項】 AES には、輸出貨物の品名、数量、価格、船積地等を送信しなければならない。</p>	<p>(a) 搬出入、輸出入を所轄する税関官署 (b) 貨物を税関手続の下に置くための正規手続を行う税関官署 (c) 許可や税関手続の監督を行う税関官署 (EU 新関税法実施規則未整備)</p>
<p>2. 「輸出申告の手続」について、特例措置は設けられているか。設けられている場合その内容。</p>	<p>輸出申告先を緩和する特例がある。</p> <p>【関税法第 67 条の 3】 AEO 輸出者等は、輸出申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。</p> <p>(参考) AEO 制度 コンプライアンスとセキュリティ管理の体制が整備された事業者に対して迅速・簡素な税関手続を認める制度 ・特定輸出者(AEO 輸出者)</p>	<p>特例はない。</p>	<p>輸出申告先を緩和する特例がある。</p> <p>【EU 関税法第 76 条及び実施規則第 283 条】 ローカルクリアランス制度により税関に認定された輸出者が、輸出者の施設又は税関が認定した場所において輸出手続を行うことを可能とする。</p> <p>(参考) ローカルクリアランス制度 コンプライアンスに優れている等一定の要件を満たした事業者を税関が認める制度</p>

	<p>あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定委託輸出者 貨物を輸出しようとする者であって輸出通関手続きを認定通関業者に委託した者 ・特定製造貨物輸出者 認定製造業者が製造した貨物を取得して輸出しようとする者 		<p>【EU 新関税法第 106 条第 1 項】</p> <p>AEO 認定基準の遵守状況等要件を満たした輸出者に対しては、貨物所在地にかかわらず、輸出者所在地を管轄する税関官署に申告させることも可能とする。</p> <p>(EU 新関税法実施規則未整備)</p>
<p>3. 申告時間は限られているか。</p>	<p>開庁時間の定めがあるが、各官署における行政需要に合わせた開庁時間を設定しており、時間外でも民間事業者の要請に基づいて対応している(手数料は不要。)</p> <p>【関税法第 98 条】</p> <p>税関官署の開庁時間以外の時間において、税関の事務のうち政令で定めるものの執行(輸出の許可等)を求めようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。</p> <p>税関長は、事務の執行上支障がないと認めるときは届出に係る事務を執行するものとする。</p> <p>(参考1) 開庁時間は、税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類を勘案して税関長が定めて公示した時間(関税法第 19 条)</p> <p>(参考2) 税関官署の開庁時間は別紙参照</p>	<p>開庁時間外でも情報送信は可能である。ただし、貨物検査等の対応は、業務量に応じあらかじめ税関の通関体制を整備された時間を除き、民間事業者の要請により対応。</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 101 条第 6 項】</p> <p>次の場合を除き、税関・国境取締局事務所は毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までを開庁時間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日 ・ 地域の事情を勘案し、税関・国境取締局長官の承認を受け標準執務時間を確保し、開庁時間を変更した場合 ・ 相当な業務量が発生している事務所で税関・国境取締局長官の承認を受けた場合 ・ 民間事業者の要請を受けた場合 <p>等</p> <p>(参考) 主要港、空港税関の開庁時間は別紙参照</p>	<p>開庁時間の定めがあるが、開庁時間外は民間事業者の要請により手数料納付を受け対応。</p> <p>【EU 関税法実施規則第 202 条】</p> <p>輸出入申告は、指定された日と時間の間に行わなければならない。ただし、申告者からの要請と手数料納付により、指定された日と時間以外であっても認めることができる。</p> <p>【EU 新関税法第 105 条第 1 項】</p> <p>加盟国は、税関官署の正規の開庁時間について、交通状況及び貨物に適用される税関手続を勘案し、国際的な物流状況を妨げないよう、その開庁時間を合理的に、かつ適切に設定するようしなければならない。</p> <p>(EU 新関税法実施規則未整備)</p> <p>(参考) オランダの主要港、空港税関の開庁時間は別紙参照</p>

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

- ・ 輸出申告のほとんどが NACCS を利用した電子申告となっており、システムで一元的に処理されているが、一定の申告については追加的な書類提出や実際の貨物確認が必要となることから、これらに迅速に対応するため、貿易港(120)や国際空港(29)等の貨物が所在する地域の税関官署において集約して処理されている。仮に、実際の物流に関わらず輸出者のその時々で異なる官署に申告された場合、貨物の確認に支障を来すことや、業務量の予測に基づく適切な職員配置が事実上不可能となるといった問題が生じ、かえって非効率となるおそれがある。
- ・ AEO 制度に基づく特定輸出申告(1)2.参照)については、申告先官署を貨物のある場所と積出港のいずれかから選択可能である他、運送途中の申告が可能であるなど利便性が高い制度となっているが、貨物の検査が必要となる場合に実際の物流を阻害することなく検査を行うことが可能な税関官署に対し、貨物情報がタイムリーかつ確実に伝達される必要がある。
- ・ なお、米国では、輸出者は行政機関のシステムに輸出に関するデータを送信する必要があるが、その際、貨物のある場所を管轄する税関官署を明示的に指定する必要はない。ただし、システム上で処理が完結する場合を除き、貨物のある場所を管轄する税関官署が審査・検査を行っている。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

- ・ これまで官民協同で物流の効率化、迅速化に努めてきたところ、特に船舶や飛行機の入出港を含め輸出入を幅広く処理する NACCS システムは、貿易に係る幅広い民間事業者と多くの官公庁が参加するワンストップサービスとなっており、現在もさらに効率的で使い勝手の良いシステムの実現を目指して改善を続けている。
- ・ 現在、平成 29 年度に更改される予定の新 NACCS において通関関係書類を原則として全て電子化(完全ペーパーレス化)することとしており、これが実現することにより貿易関係者が書類を紙で提出する必要がなくなるとともに、輸出者がどこに申告するかを意識する必要のない制度の構築が可能となる。
- ・ AEO 制度に基づく特定輸出申告については迅速に処理されているが、仮に今すぐに輸出通関官署の自由化を行ったとしても、民間の契約書や物資所管省庁等が発給する証明書等、紙でやり取りされているドキュメントを必要な場合に税関に持ち込む必要があることから、輸出者のメリットはきわめて限定的なものとなる。そのため、輸出通関官署の自由化よりもこれら通関関係書類の電子化を進展させることが重要である。
- ・ なお、国際物流に関する制度の改正等を行う場合、輸出入申告等の大宗は実際には輸出者から依頼を受けた通関業者が行っているほか、船社、航空会社、港湾・空港の管理者やオペレーター、倉庫、運送等の幅広い事業者と直接関係する事項であることから、関係する官公庁だけでなく、こうした関連事業者の意見を十分に聴取して全体最適を実現する必要がある。

日本	
税関官署名	開庁時間
東京税関 本関	365日24時間
東京税関 東京航空貨物出張所	365日24時間
東京税関 成田航空貨物出張所	365日24時間
東京税関 成田南部航空貨物出張所	365日24時間
東京税関 羽田税関支署	365日24時間
横浜税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時
横浜税関 川崎税関支署東扇島出張所	平日 08時30分～19時
神戸税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時
神戸税関 広島税関支署	平日 08時30分～19時
大阪税関 南港出張所	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時15分
大阪税関 関西空港税関支署	365日24時間
名古屋税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時
名古屋税関 中部空港税関支署	365日24時間
名古屋税関 清水税関支署興津出張所	平日 08時30分～19時 土曜 08時30分～12時30分
名古屋税関 四日市税関支署	平日 08時30分～19時
門司税関 田野浦出張所	平日 08時30分～20時 土曜 08時30分～17時
門司税関 福岡空港税関支署	365日24時間
門司税関 博多税関支署	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時
門司税関 下関税関支署	平日 08時30分～19時 土日休日 08時30分～17時
沖縄地区税関 那覇空港税関支署	月曜 08時30分～24時 火曜～土曜 24時間 日曜 0時～19時30分
上記以外の税関官署	平日 08時30分～17時30分 又は08時30分～17時45分

アメリカ(主要港・主要空港)	
税関官署名	開庁時間
ロサンゼルス・ロングビーチ港 事務所 (CA)	平日 8時～16時30分
ロサンゼルス国際空港 事務所 (CA)	平日 8時～16時30分
JFケネディー国際空港 事務所 (NY)	平日 8時～16時30分
アレキサンドリア湾 事務所 (NY)	365日24時間
シアトル港 事務所 (WA)	平日 8時～16時30分
デトロイト港 事務所 (MI)	平日 8時～16時00分
カレキシコ 事務所 (CA)	毎日 6時～22時00分
バルチモア港 事務所 (MD)	平日 8時～17時00分

オランダ(主要港・主要空港)	
税関官署	開庁時間
スキポール国際空港税関 貨物担当	365日24時間
ロッテルダム税関リーベフ出張所	平日 6時～23時30分 土曜 7時～15時30分
ロッテルダム税関マースフラクテ出張所	365日24時間